

## コラボヘルス推進について



### はじめに

超少子高齢社会を迎える我が国では、日本再興戦略において「国民一人ひとりの健康寿命の延伸」を目標のひとつに掲げ、“健やかに生活し、老いることができる社会”の実現を目指しています。これを受け、経済団体、医療団体、保険者などの民間組織や自治体は互いに連携し合い、職場、地域で具体的な対応策を講じることが求められています。

今後、「従業員の健康寿命の延伸」を目指すべく、事業主(会社)と健保組合との連携(コラボヘルス)をより一層推進し、効率的かつ効果的な事業の実施に向けて、健診結果・医療費分析データ等の情報を事業主と健保組合で共有・活用することとなりますので、※個人情報の保護に関する法律第23条第5項に基づき下記の通り、お知らせいたします。

#### (参考)個人情報の保護に関する法律

※(第三者提供の制限)第23条

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

—中略—

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。



### 事業目的および内容

生活習慣病予防を中心に従業員の健康管理、健康づくりと、医療費適正化を目的に下記①～④の事業を実施します。

#### ① 健診結果およびリスク保有者データの共有による事後フォロー

共同利用するデータ：生活習慣病関連項目

⇒ 法定健診、人間ドックの「生活習慣病関連項目(血圧・脂質・血糖など)」および、その検査値がリスク保有判定値を上回る者について、情報を共有し、該当者の事後指導に活用します。

#### ② 高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨

共同利用するデータ：生活習慣病の発症リスクが高い方の未受診情報

(例: 血圧が高く、高リスク保有判定値を上回る方で医療機関を受診していない等)

※病歴等の情報は含まれません

⇒ 治療が必要と判断される「高リスク保有者」に対して、受診勧奨を実施します。

また受診勧奨した後(一定期間後)、医療機関への受診が確認できない場合には、再度、受診勧奨を行います。

### ③ 特定保健指導並びに重症化予防指導

共同利用するデータ: 指導員(産業医・保健師等)の指導レポート

⇒ 指導内容とその結果を共有し、効果検証を通じて今後の指導改善につなげます。

### ④ その他、健康管理、医療費削減に向けた事業

共同利用するデータ: 健診結果データ、医療費分析データ

⇒ 経年推移、他健保比較、事業主(事業所)毎の医療費データの分析結果を共有し、実施した保健事業の効果検証を行うとともに、従業員(当健保被保険者)の特性に応じた事業への見直しにつなげます。

## 共同利用する者の範囲

事業主/サントリーホールディングス株(SHD)、および、サントリー食品インターナショナル株(SBF)  
の人事部健康管理担当者、産業医・看護職員

(SHD 責任者) 人事部部長 千 大輔 TEL: 03-5579-1130

(SBF 責任者) 人事部部長 河本 光広 TEL: 03-3275-7026

健保組合/サントリー健康保険組合の保健事業担当役職員

(健保責任者) 常務理事 伊藤 裕之 TEL: 06-6344-6109



## 共同利用する個人情報の管理責任者

サントリー健康保険組合 常務理事 伊藤 裕之



本事業で取り扱う個人情報には詳細なレセプト情報(病歴・治療内容等)は含まれません。また、**本事業の事業内容及び目的に沿った利用範囲内**でのみ使用し、人事評価等に用いられることは一切ございません。上記の目的以外で使用された場合は、責任者および違反者に罰則が課せられます。なお、本事業でのデータ共有について同意されない場合は、人事部もしくは健保組合にお申し出ください。

## 最後に

各人が心身ともに健全な生活を送るために、会社・健保の健康施策を活用して下さい。あわせて、医師や看護職の指導に従い、生活習慣病予防、重症化防止に取り組みましょう。

また、健康診断を受診することは、生活習慣病はもとより癌の早期発見など、ご自身の命を守ることにつながります。みなさまとご家族のためにも年に1度は必ず健康診断・人間ドックを受けましょう。

